

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地理的要因

枝幸町は、宗谷総合振興局管内の最南部に位置し、札幌から約 300 km、旭川から約 180 km の距離にある。

南北約 54 km、東西約 43 km、総面積 1,115.70 km<sup>2</sup>で、東側には、約 58 km にわたってオホーツク海に面している。

地形は、標高 1,129m の函岳を最高峰として全体に急峻であり、町総面積の 75.5% を山岳が占めているが、オホーツク海沿岸の中南部と北見幌別川や徳志別川の中流域に平野や盆地が広がり、酪農地帯を形成している。

市街地は、オホーツク海沿岸北部に枝幸市街地が、その約 17 km 内陸側に歌登市街地があるほか、オホーツク海岸沿いに北端の目梨泊から南端の音標まで 8 つの集落がある。

また、内陸部に歌登志美宇丹、歌登本幌別、歌登中央等の農村集落があるほか、平野部や盆地帯を中心に農家が点在している。

気候は、オホーツク海側気候区に属し、枝幸市街地及び歌登市街地の平均気温、年間降水量の平均値は次のとおりである。



(出典：ウィキプロジェクト)

観測所名	年平均気温(℃)	年降水量(mm)	最深積雪(cm)
北見枝幸	6.0	1,150.0	108
歌 登	5.0	1,303.7	142

夏は 30℃ を超えることもあるが、オホーツク海高気圧の影響でおおむね涼しく、冬は沿岸部で -20℃、内陸部で -30℃ を下回ることも珍しくない。

(2) 地域の災害リスク

(洪水：枝幸町水害ハザードマップ)

枝幸町には一級河川北見幌別川が流れており、北見幌別川が氾濫した場合の浸水想定区域は、枝幸町水害ハザードマップによると、枝幸地区(枝幸町中心市街地)は浸水想定区域に含まれていないものの、主に歌登地区(旧歌登町)の市街地が 0.5m~2m 以上の浸水域とされている。下図参照。

地区名	想定される浸水深	小規模事業者数
枝幸地区	0.5m 未満	139
歌登地区	0.5m~2m 以上	41



(出典：枝幸町水害ハザードマップ)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

宗谷地方は、北海道の中でも地震の少ない地域である。

1942年（昭和17年）から枝幸町において気象庁の地震観測が開始されたが、最大震度は、1952年（昭和27年）9月23日の北海道北西沖と1956年（昭和31年）3月6日の網走沖による震度3である。

枝幸町に影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると2個の断層帯による地震が想定されている。そのうち最も影響が大きいと考えられるのは「サロベツ断層帯」となっており、震度5強程度の地震が想定されているが、発生確率は4%となっている。

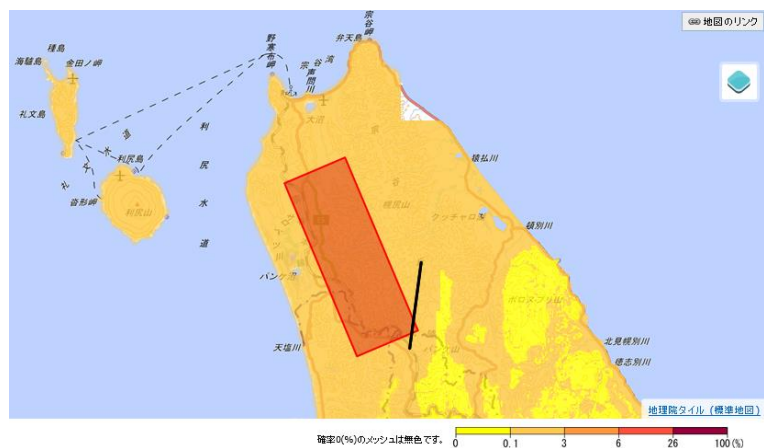
また、問寒別断層帯の評価については、現時点（平成24年4月1日）ではなされていないため不明である。

地震		マグニチュード	地震発生確率 (30年以内)
サロベツ断層帯	西部	7.6程度	4%
問寒別断層帯		—	—

(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震調査研究推進本部)



(出典：地震ハザードステーション)

(津波)

北海道は、1993年の北海道南西沖地震や2003年の十勝沖地震において、津波による多くの犠牲者と甚大な被害を被っている。

このため、津波発生時における住民の避難対策の強化と、北海道沿岸地域に影響を及ぼす海域の地震による津波に対する対策強化を図るため、想定される最大地震津波に対応した本道沿岸域における詳細な津波浸水予測及び被害想定を行ってきた。

2011年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、津波堆積調査など科学的知見により、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波の想定を行い、太平洋沿岸から想定の見直しに取り組んでいくものとする。

枝幸町は、北海道が示したオホーツク海沿岸の地震による津波想定に準じた考え方を基本としている。

(その他)

枝幸町は、これまでも台風等による数々の災害に見舞われてきた。特に平成26年の爆弾低気圧は、風害と高潮による多大な被害を及ぼした。この爆弾低気圧により、水産加工場の建物被害が5棟以上にのぼり、漁業被害も莫大となった。

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	発生地区	内 容 (原因)	被害総額 (千円)
S30 夏	大雨	大雨による	町内一部 (旧歌登町)	上徳志別原野線の寿橋、志美宇丹線天導橋、中央橋、オムシベツ線の開拓橋を流失	不明
S47. 12. 1 ~12. 3	暴風害	低気圧の通過による	町内一部 (旧歌登町)	1~3日低気圧の通過により、市街地の停電3日間、毛登別4日間、その他の部落5日間、道路は3日間全面不通、その他、電柱の倒壊、水道への土砂流入など多くの生活被害が出る。	不明
S54. 10. 20	台風	台風20号による	町内一円 (旧枝幸町)	住宅一部破損7件、床下浸水4件、非住家全壊2件、営農施設11件、畑3.75ha、牧草地87ha、河川4件、道路12件、港湾施設1件、船外機24件、水産共同利用施設3件、水産その他施設8件、漁具43件、商工業施設7件、小中教施設16件、その他2件	不明
H10. 9. 16	台風	台風5号による	町内一円 (旧枝幸町)	人的被害 死者1名、住家一部破損9件、床上浸水4件、床下浸水8件、非住家全壊1件、非住家半壊2件、非住家その他3件、農地被害28.0ha、農業用施設被害5件、農業協同施設1件、農業営農施設21件、その他農業被害13件、河川被害3件、道路被害33件、漁港被害1件、漁船被害3件、漁業協同施設5件、その他漁業施設13件、漁具(網)被害18件、林道被害6件、林産物被害2件、その他林業被害2件、水道被害4件、商工被害11件、その他被害6件	313,915
H18. 10. 7 ~10. 8	暴風波浪	低気圧の影響による	町内一円	住家一部破損4件、非住家全壊2件、非住家一部損壊14件、農業営農施設被害35件、道路被害14件、漁港被害1件、公園被害4件、その他町有地内倒木2件、漁具被害(網)21件、町有林被害1.45ha、衛生被害1件、商業被害2件、公立文教被害9件、その他被害2件	655,966
H24. 12. 6 ~12. 7	暴風雪	暴風雪による	町内一円	住家一部破損2件、非住家車庫、倉庫、光ケーブル破損等52件、育成舎一部損壊10件、D型ハウス一部損壊8件、牛舎一部損壊1件、農機具保管庫一部損壊1件、係船環損壊1件、漁協水倉1件、漁協事務室一部損壊1件、岡島サケ低地共同倉庫1件、町有林5箇所、商店外壁1件スキー場施設1件、その他樹木	28,917

(出典：枝幸町防災計画)

(感染症)

新型インフルエンザは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害に伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、この度の新型コロナウイルス感染症を含め、未だワクチンが開発されていない新型コロナウイルス感染症が今後も発生する可能性があり、医療体制が脆弱な当町においては、町内にウイルスを持ち込まない為の徹底した対策を講じる必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 4 2 3 人 (独自データ)
- ・小規模事業者数 3 3 5 人 (H26 経済センサス)

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	6 7	4 9	町内に広く分散
	製 造 業	4 7	3 3	枝幸地区に集中
	卸 売 業	1 3	9	〃
	小 売 業	7 5	5 2	市街地に集中
	飲 食 業	6 3	4 9	〃
	サービス業・その他	1 5 8	1 4 3	町内に広く分散

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
枝幸町防災会議条例	H18.3	
枝幸町地域防災計画	H27.2	
防災訓練の実施	R1.5	歌登本幌別自治会防災訓練
	R1.9	歌登桧垣町町内会防災訓練
防災備品の備蓄	—	備蓄食料 (4, 0 0 0 食) アルファ米・ミキサー粥・クラッカー等

2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
リスクマネジメント資料配布	R2.10	チラシ配布 100 部
事業継続計画について周知	R2.12	広報記事掲載
損害保険への加入促進	R2.10	チラシ配布 100 部

2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・小規模事業者に対し予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要。

- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要。

### 3 目標

- ・地域内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R3	R4	R5	R6	R7
建設業	67	49	1	2	1	1	2
製造業	47	33	1	1	1	1	1
卸売業	13	9	1	0	1	0	1
小売業	75	52	1	1	2	1	2
飲食業	63	49	1	1	1	2	1
サービス業・その他	158	143	17	17	16	17	15
合計	423	335	22	22	22	22	22

※策定目標については、商工会における人員体制を考慮したうえで、浸水地域を優先し、おおむね3期（15年間）で地域の小規模事業者全てが事業継続力強化計画を策定するよう設定した。

- ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関との体制構築	連携会議開催	年1回

### 4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画評価委員会を年1回開催し、状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

枝幸町	枝幸町商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施する。

ア. 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・商工会が発行する会報やホームページ、各会合等において本計画を公表するほか、「事業継続力強化計画」の重要性や、策定した際の支援措置などの紹介を行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、誤った情報に惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和2年12月までに事業継続計画を策定

ウ. 関係団体等との連携

- ・専門家である有限会社ブレインズ・ワン（代表取締役 阿部 裕樹（防災士/IT コーディネータ））に依頼して職員のノウハウの育成を図る。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策とし

て各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。  
 エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

（独自データ：令和2年3月31日現在）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (経済センサス)	策定件数					フォローアップ回数				
			R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
建設業	67	49	1	2	1	1	2	1	2	1	1	2
製造業	47	33	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卸売業	13	9	1	0	1	0	1	1	0	1	0	1
小売業	75	52	1	1	2	1	2	1	1	2	1	2
飲食業	63	49	1	1	1	2	1	1	1	1	2	1
サービス業・その他	158	143	17	17	16	17	15	17	17	16	17	15
合計	423	335	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22

- ・事業継続力強化支援計画評価委員会において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	枝幸町水産商工課商工統計係

カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町水産商工課と協議し、策定する。

（2）発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②メール（ショートメール・Eメール等） ③SNS（LINE・メッセージ）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザなど対策特別措置法による、道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

イ. 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・ 町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・ 予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・ 気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・ 町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・ 町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・ 本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。必要な情報の把握と発信を行うとともに、当会においては交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

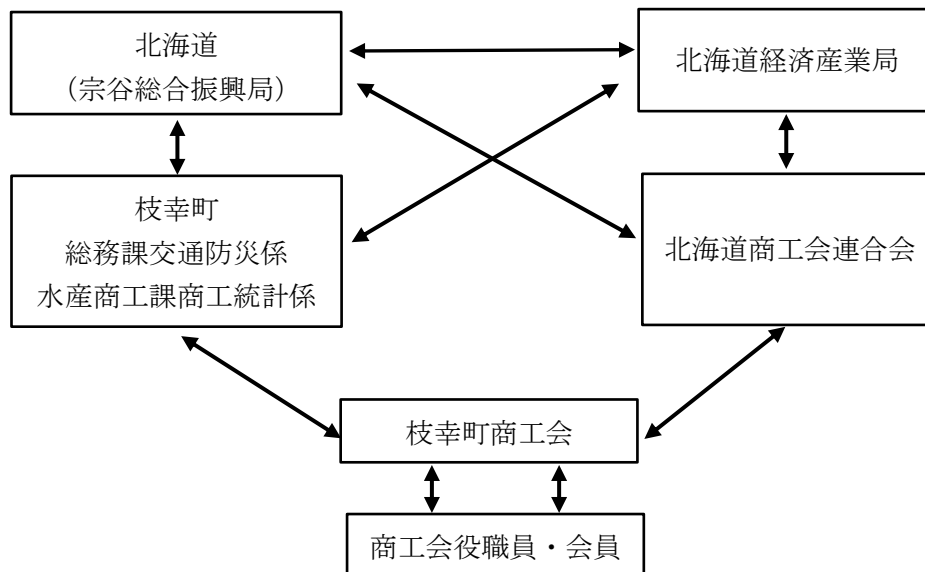
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ町と定めた方法により確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報について、道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて報告する他、別途支持があった方法にて報告する。



・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地域内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地域内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地域内小規模事業者に対する復興支援

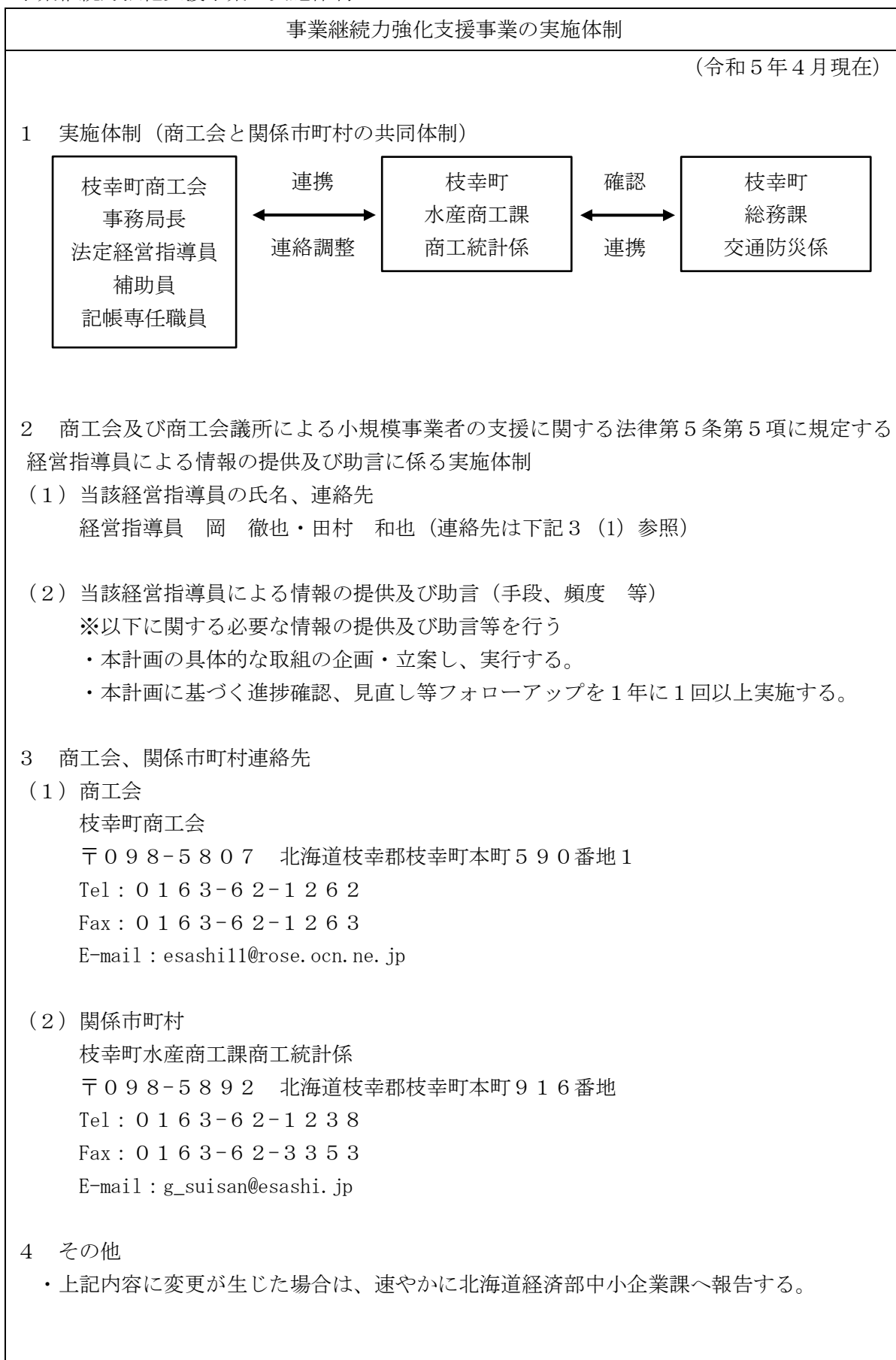
- ・枝幸町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、枝幸町・枝幸町商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費	60	60	60	60	60
・ セミナー開催費	60	60	60	60	60
・ パンフ、チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費、各種手数料、国補助金、道補助金、町補助金、受託収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。